

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1203））

2. 日時：平成30年8月20日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、吉村上席安全審査官、岸野主任安全審査官、植木主任安全審査官、千明主任安全審査官、日南川安全審査官、三浦安全審査官、竹内技術参与

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 北川執行役員 他10名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループ 副長 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 原子力土木室 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、8月17日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書、津波への配慮に関する説明書について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第607回審査会合資料【論点8】立坑構造物の解析モデル変更について>

- 立坑構造物の耐震評価結果について、解析モデル変更に伴うこれまでの検討のまとめとして、計算書に記載すべき照査結果の全容を提示すること。
- 立坑構造物の配筋設計について、内側と外側の配筋等の実配置を踏まえて、水平2方向の各地震力に対する必要鉄筋量の足し合わせの考え方を分かり易く説明するとともに、実際の配筋量（安全側に設定した配筋）と必要鉄筋量の関係性を示すこと。
- 地震力の作用に際して発生する土圧（地盤反力）について、その定義を明確にし、整理して提示すること。

<耐震・耐津波設計における許容限界について>

- 鋼材 SBHS500 を採用するにあたり、降伏応力度から、短期許容応力度を算定することになった背景、目的、経緯を具体的に整理して提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）